

健診団体連絡協議会 御中

全国健康保険協会本部保健部

協会けんぽ人間ドック健診における施設認定の取扱いについて

1. 概要

- 2026 年度における協会けんぽ人間ドック健診の施設認定の取り扱いについては、「当面の間、当該認定等に係る申請書を団体に提出していることを書面等で協会支部に提出することにより認定等の取得に代えることができる」こととしている（以下「暫定措置」という。）。
- 2027 年度以降は、以下の取扱いとする予定であるため、ご留意いただくとともに、健診機関に周知をお願いしたい。

2. 2027 年度以降の取扱い

- (1) すでに施設認定の申請をしている健診機関の取扱い
 - 2028 年度（2029 年 3 月）までは、認定等に係る申請書を団体に提出していることを書面等で協会支部に提出することにより認定の取得に代えることができる。
 - 2029 年度（2029 年 4 月）以降は、認定を取得しない限り、協会けんぽと人間ドック健診の委託契約を認めない。
- (2) 施設認定の申請をしていない健診機関の取扱い
 - 2027 年度（2028 年 3 月）までに各団体に認定等に係る申請書を提出している場合は、(1)と同様の取り扱いとする。
 - 2028 年度（2028 年 4 月）以降に各団体に認定に係る申請書を提出した場合は、認定を取得しない限り、協会けんぽと人間ドック健診の委託契約を認めない。

表 申請と暫定措置のスケジュール

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
暫定措置					×
申請		この期間に申請したものについては暫定措置を認める			2028年度以降に申請し認定を受けていない施設は認めない
認定					2027年度までに申請があったものは、2028年度までに認定がされない限り、2029年度以降協会けんぽ人間ドックの委託を認めない

3. 各団体へのお願い

各団体におかれましては、2027 年度までに申請があり、2028 年度まで暫定措置を適用しているものについては、2028 年度までに認定を取得できるよう迅速な審査をお願いしたい。

(参考) 生活習慣病予防健診等業務委託事務処理要領 健診実施機関の選定基準

(6) 人間ドック健診を実施する場合は、以下の要件を満たすこと。

- 一 当該健診機関が健診団体連絡協議会において取りまとめられた「適切な健保連人間ドック健診に望まれる要件」について、協会けんぽが指定する団体から、認定等を受けていること。なお、当該認定等の取得に向けて、新規に申請を行う健診機関については、各団体での認定等に一定の期間を要することから、加入者の受診機会の確保を鑑み、当面の間、当該認定等に係る申請書を団体に提出していることを書面等で協会支部に提出することにより認定等の取得に代えることができる。ただし、この場合であっても、認定を取得した場合、遅滞なく協会支部にその旨を書面で通知すること。